

STOP! THE 不正改造

環境破壊と交通事故の原因になります!

不正改造は犯罪です!



知ってましたか?

不正改造車の
使用者

整備命令の
発令

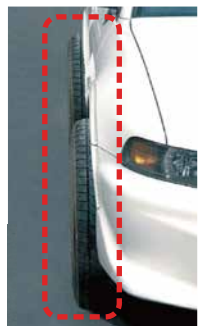
不正改造を
実施した者

6カ月以下の
懲役又は
30万円以下の
罰金

街で見かけませんか?



基準不適合マフラーの装着
消音器の取り外し



タイヤ及びホイールの
車体(フェンダー)
外へのはみ出し



基準外ウイングの取付け

クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取付け



※色の判断については、点灯状態を見て判断します。

運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付け
(貼付状態で可視光線透過率70%未満)



実施中!

不正改造車を排除する運動

— 6月は不正改造車排除強化月間です —



一般社団法人 滋賀県自動車整備振興会

守山市木浜町2298-1 TEL 077-585-2221

滋賀県自動車整備振興会

検索

<http://www.saspa.or.jp>

